

高齢運転者等標章記載事項変更の手続き案内

手続の内容・資格等	高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じた場合の届出です。
根 拠 法 令	道路交通法施行規則第6条の3の3
受 付 期 間 等	<p>受付期間：月曜日から金曜日(休日、年末年始を除く。)</p> <p>受付時間：8時30分から16時30分まで</p> <p>※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。</p>
受 付 窓 口	<p>申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。</p> <p>※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。</p> <p>※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。</p>
必 要 書 類 等	<p>① 高齢運転者等標章記載事項変更届 (※変更届に押印は不要です。)</p> <p>② 現在お持ちの標章</p> <p>③ 次に掲げる公的機関が発行したものなど、変更箇所が分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出に係る普通自動車の追加又は変更自動車検査証(写しを含む。) ・ 住所の変更 住民票、運転免許証 ・ 氏名の変更 住民票、戸籍抄本、運転免許証 ・ 電話番号その他の連絡先の変更 電話の契約書 ・ 運転免許証番号の変更 運転免許証
注 意 事 項 等	<p>○ 郵送による届出はできません。</p> <p>○ 標章の交付を受けた方は、当該標章の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、公安委員会に届出なければなりません。</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172, 5173, 5178)</p> <p>○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)</p>